

ミツワ株式会社 一般事業主行動計画（第2回）

平成30年3月1日

ミツワ株式会社

管理本部 人事部

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成37年3月31日までの7年間

2. 内容

目標1：育児のための時間を取得しやすい環境を作る。

＜対策＞

- 平成30年4月1日～ 育児休業制度の社内通知を促進し、男性社員も含めて制度が利用しやすい環境づくりを整備し、仕事と育児の両立を支援する体制を整える。
- 採用時の各種規則説明に育児休業制度を追加して、周知の徹底を図る。
- 管理職会議等を活用して、管理職への意識付けを行い各事業所、事業部での的確な労務管理による制度の促進をする。

目標2：年次有給休暇の取得の促進を行い、年次有給休暇の喪失を減少させる。

＜対策＞

- 平成30年4月1日～ 有給休暇取得率向上のため、計画年次休暇取得の促進活動を行う。
- 働きかたに対する教育活動を実施する。

目標3：所定外労働を削減する。

＜対策＞

- 平成30年4月1日～ 定期的なノー残業デーのメール、共有サーバーなどによる社員への周知を行い、所定外労働の削減を推進する。

本一般事業主行動計画は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を以下のように定めるものとする。なお本計画はまず旧ミツワ株式会社の就業規則が適用される事業部と事業所に適用され、各事業所の就業規則統合後に順次他事業所、事業部に展開する予定です。

以上